

# Weekly Report

第 761 号

令和6年9月2日

## 10月以降に改定される地域別最低賃金

令和6年度の地域別最低賃金の改定額について、各都道府県の答申が出揃いました。

### ◆27県が50円を超える引上げ額に

令和6年度の地域別最低賃金は、先月に中央審議会が示した引上げ額の目安（全ての地域で50円）などを参考として各地方審議会が審議した結果、徳島の84円をはじめ、岩手・愛媛の59円、島根の58円など27県が目安を超える改定額を答申しました。

これにより、答申された改定額の全国加重平均額は1055円（前年度比51円引上げ）となり、1千円以上は8都府県から16都道府県になります。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、10月以降（10月1日～11月1日）に順次発効予定です。

### ◆Q & A

Q. 地域別最低賃金の対象は？

A. 雇用形態などに関係なく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、最低賃金より低い賃金を合意の上で定めても無効です。なお、障害により著しく労働能力の低い方や試の使用期間中の方などは許可を受けることで減額が認められます。

Q. 最低賃金の対象となる賃金とは？

A. 毎月支払われる基本的な賃金が対象となり、賞与や時間外割増賃金、通勤手当などを除きます。

Q. 派遣労働者に適用される最低賃金は？

A. 派遣先事業場の地域の最低賃金が適用されます。

Q. 賃上げに向けた中小企業支援策は？

A. 給与等支給額の増加額の一定割合を税額控除する「賃上げ促進税制」や、事業場内最低賃金を引上げて一定の設備投資等を行う場合に設備投資等の費用を助成する「業務改善助成金」などがあります。

## 青色事業専従者等に係る定額減税について

定額減税（所得税3万円・個人住民税1万円）において、青色事業専従者等（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者）の方は制度上、同一生計配偶者又は扶養親族に含まれないため、納税者本人として定額減税の適用を受けることとなります。

ただし、所得税及び個人住民税所得割の税額がないことで減税を受けられない方は、令和7年以降に個人住民税を課税する市区町村が行う調整給付（不足額給付）の対象となり、原則4万円が支給されます（低所得世帯向け給付や当初調整給付を受給している場合は対象外）。この場合は原則、本人から市区町村への申請が必要となります。

### ★★★ 9月のチェックポイント ★★★

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分（10月納付）から適用されるので、各人に通知するとともに賃金台帳に転記します。

※9月は10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「推してまず みんなの笑顔 健康職場」です。

※9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」。

★現在、神奈川・岐阜・静岡・愛知・福岡・大分・宮崎・鹿児島 の188市町村に災害救助法が適用され、被災中小企業対策が実施されます。